

特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第17条の規定により、次のとおり落札者等を公示する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成27年10月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 豊島処分地における前処理が困難な特殊前処理物等の処理業務 一式

(2) 産業廃棄物の収集・運搬業務 一式（ロール状廃棄物（PCB） 5トン、ロール状廃棄物 25トン、ラガーロープ 50トン、空ドラム缶 140トン、シート類 60トン、フレコン袋 7トン、単管 20トン）

(3) 産業廃棄物の処分業務 一式（ロール状廃棄物（PCB） 70リットルメディペール缶 2,500個、ロール状廃棄物 25トン、ラガーロープ 50トン、空ドラム缶 140トン、シート類 60トン、フレコン袋 7トン、単管 20トン）

2 契約に関する事務を担当する出先機関の名称及び所在地 郵便番号761-3110 香川郡直島町2628番地1 香川県直島環境センター

3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年8月25日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社富士クリーン 綾歌郡綾川町山田下2994番地1

5 随意契約に係る契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(1) 豊島処分地における前処理が困難な特殊前処理物等の処理業務 39,074,400円

(2) 産業廃棄物の収集・運搬業務

ロール状廃棄物（PCB） 1トン当たり279,936円、ロール状廃棄物 1トン当たり33,696円、ラガーロープ 1トン当たり26,438円、空ドラム缶 1トン当たり12,960円、シート類 1トン当たり21,600円、フレコン袋 1トン当たり41,655円、単管 1トン当たり14,580円（いずれも単価契約）

(3) 産業廃棄物の処分業務

ロール状廃棄物（PCB） 70リットルメディペール缶1個当たり6,480円、ロール状廃棄物 1トン当たり28,512円、ラガーロープ 1トン当たり388,800円、空ドラム缶 1トン当たり50,544円、シート類 1トン当たり25,920円、フレコン袋 1トン当たり25,920円、単管 1トン当たり50,544円（いずれも単価契約）

6 契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約とした理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号に該当するため